訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 料金表

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、厚生労働大臣の定める負担割合額となります。 ただし介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

また、介護保険料の滞納等により負担割合が変更された場合は、その割合額となります。 (基本サービス費に各種加算を合計した総単位数に1単位10.17円の計算となります。)

基本サービス費		単位数
理学療法士・作業療法士による	1回 20 分以上のサービス、	1回 290単位
訪問リハビリテーション	週に6回が限度	

※当事業所所の1日の訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションに必要な時間はリハビリテーション計画に基づき概ね40分(2回分)~60分(3回分)となります。

(2)加算

※上記料金の他に、状況によって料金が加算される場合があります.

訪問リハビリテーション 加算	単位数
リハビリテーションマネジメント加算 I	1月 230 単位
リハビリテーションマネジメント加算 Ⅱ	1月 280 単位
リハビリテーションマネジメント加算 Ⅲ	1月 320 単位
リハビリテーションマネジメント加算 IV (3月に1回)	1月 420 単位
短期集中リハビリテーション加算	1 日 200 単位
退院(所)後、又は新たに要介護認定を受けた日から3か月以内	
社会参加支援加算	1 日 17 単位
サービス提供体制強化加算	1 回 6 単位
訪問リハ中山間地域等提供加算	所定単位数の 5%加算
事業所の医師がリハ計画の作成に係る診療を行わなかった場合	1回 -20 単位

※サービス提供体制加算・訪問リハ中山間地域等提供加算は区分支給限度基準額外になります

介護予防訪問リハビリテーション 加算	単位数
予防リハビリテーションマネジメント加算	1月 230 単位
予防短期集中リハビリテーション加算	1 日 200 単位
退院(所)後、又は新たに要介護認定を受けた日から3か月以内	
予防訪問リハサービス提供体制強化加算	1回 6単位
予防訪問リハ事業所評価加算	1月 120 単位
予防訪問リハ中山間地域等提供加算	所定単位数の 5%加算
事業所の医師がリハ計画の作成に係る診療を行わなかった場合	1回 -20単位

[※]予防訪問リハサービス提供体制加算・予防訪問リハ事業所評価加算・予防訪問リハ中山間地域 等提供加算は区分支給限度基準額外になります。